

# 評価業務規程

一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (評価等の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (評価等の業務を行う区域)
- 第6条 (評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

### 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第7条 (設計住宅性能評価の申請)
- 第8条 (長期使用構造等確認の申請)
- 第9条 (設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
- 第10条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
- 第11条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
- 第12条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
- 第13条 (設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)
- 第14条 (設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
- 第15条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第16条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第17条 (建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)
- 第18条 (建設住宅性能評価)
- 第19条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第20条 (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第21条 (建設工事の変更)
- 第22条 (建設住宅性能評価書の交付)

### 第4章 評価員等

- 第23条 (評価員の選任)
- 第24条 (評価員の解任)
- 第25条 (評価員の配置)
- 第26条 (評価員の教育)
- 第27条 (評価等の業務の実施及び管理の体制)
- 第28条 (評価員等の身分証の携帯)
- 第29条 (秘密保持等)

### 第5章 評価料金等

- 第30条 (評価料金等の収納)
- 第31条 (評価料金等を減額するための要件)
- 第32条 (評価料金等の返還)
- 第33条 (負担金の納付)

### 第6章 雑則

- 第34条 (登録の区分等の掲示等)
- 第35条 (評価業務規定等の公開)
- 第36条 (財務諸表等の備付け)
- 第37条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求)
- 第38条 (帳簿及び書類の保存)
- 第39条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)
- 第40条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第41条 (評価等の業務に関する公正の確保)

第 42 条 (損害賠償保険への加入)

第 43 条 (事前相談)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下「法人」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

**第2条** 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

**第3条** 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時15分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (4) その他法人が特に定める日

3 評価等の業務を行う時間及びその休日は、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

**第4条** 建築確認評定センター（以下「事務所」という。）の所在地は、大阪府中央区本町2丁目4番7号とする。

(評価等の業務を行う区域)

**第5条** 評価の業務を行う区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

**第6条** 法人は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務のうち、別紙に定める対象住宅に該当するものについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 法人は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

## 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

**第7条** 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、法人に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書。施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、法人が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、法人に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しをそれぞれ2部提出しなければならないものとする。（ただし、法人において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

**第8条** 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、法人に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、法人に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

**第9条** 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第 10 条 法人は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条第 1 項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 法人は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、法人は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 法人は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書を交付する。この場合、法人は別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の評価業務約款は、少なくとも次に掲げる事項を定めることとする。
- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、法人の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を法人に提供しなければならないこと。
  - (2) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 評価料金の支払期日に関すること。
    - (b) 評価料金の支払方法に関すること。
  - (3) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
    - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他法人に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
  - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
    - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、法人に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
    - (c) 申請者は、法人が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の法人に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
    - (d) 法人は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
    - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (5) 法人が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
    - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に暇庇がないことについて保証するものではないこと。
    - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前 5 項の規定（前項 (1) の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約につい

でも準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

**第11条** 法人は、法、これに基づく命令及び告示並びに法人の定める「住宅性能評価マニュアル」(以下「評価マニュアル」という。)及び「長期使用構造等確認マニュアル」(以下「確認マニュアル」という。)に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、法人は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

**第12条** 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届を法人に提出する。

- 2 前項の場合においては、法人は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出書類を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認の変更)

**第13条** 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について法人に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、法人が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

**第14条** 法人は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
  - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他法人に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
  - 3 法人は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して施行規則別記第6号様式の通知書を交付する。
  - 4 第1項及び前項の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
  - 5 前4項（ただし、第1項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

**第15条** 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。法人が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、法人が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

**第16条** 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、法人に対し、次の各号（法人において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証のうち最後に交付されたものの写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、法人に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係る



もの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しをそれぞれ2部提出しなければならないものとする。(ただし、法人において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)

- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、法人に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
  - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
  - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
  - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
  - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
  - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項に掲げる図書が整っていない場合であっても、法人に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

- 第17条** 法人は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 形式上の不備がないこと。
  - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 法人は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
  - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、法人は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
  - 4 法人は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書を交付する。この場合、法人は別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとす。
  - 5 前項の評価業務約款は、少なくとも次に掲げる事項を定めることとする。
    - (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
      - (a) 申請者は、法人の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を法人に提供しなければならないこと。
      - (b) 申請者は、法人の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
    - (2) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
      - (a) 評価料金の支払期日に関すること。
      - (b) 評価料金の支払方法に関すること。
    - (3) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
      - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以

下この項において「業務期日」という。) に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他法人に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを法人に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、法人に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、法人が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の法人に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 法人は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) 法人が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

**第18条** 法人は、法、これに基づく命令及び告示並びに法人の定める「評価マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。

6 第4項又は前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、法人は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

**第 19 条** 申請者は、法人に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を GH-10-01 様式により通知しなければならないものとする。

- 2 法人は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を法人に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかななければならないものとする。
- 5 法人は、検査を行ったときは、遅滞なく施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

**第 20 条** 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届を法人に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、法人は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

**第 21 条** 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について法人に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、法人が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

**第 22 条** 法人は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他法人に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第 14 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 法人は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対して施行規則別記第 11 号様式の通知書を交付する。
- 4 第 1 項及び前項の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

## 第4章 評価員等

### (評価員の選任)

- 第23条** 法人の理事長（以下「理事長」という。）は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任ができるものとする。
  - 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任する。
  - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものがそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

### (評価員の解任)

- 第24条** 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

### (評価員の配置)

- 第25条** 評価等の業務を実施するため、評価員を事務所に2人以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
  - 3 法人は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

### (評価員の教育)

- 第26条** 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上法人の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

### (評価等の業務の実施及び管理の体制)

- 第27条** 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員を事務所に2名以上配置する。
- 2 法人は、建築確認評定部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
  - 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

### (評価員等の身分証の携帯)

- 第28条** 評価の業務に従事する法人の役員、職員及び評価員が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第一号様式及び第二号様式による。

(秘密保持義務)

**第 29 条** 法人の役員、職員及び評価員並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

**第 30 条** 申請者は、別紙 A 住宅性能評価料金、別紙 B 既存住宅性能評価料金又は別紙 C 長期使用構造等確認料金に定める評価料金等を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

**第 31 条** 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、法人に建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うとき。
- (2) 建設住宅性能評価の申請とともに、法人に建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を行うとき。

(評価料金等の返還)

**第 32 条** 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、法人の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

**第 33 条** 法人は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

**第 34 条** 法人は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した法人のホームページ (URL : <https://www.gbrc.or.jp>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

**第 35 条** 法人は、この規程を事務所の業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

**第 36 条** 法人は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

**第 37 条** 利害関係人は、事務所の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、コピー 1 枚につき 20 円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、法人が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) 法人の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
  - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

**第 38 条** 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価：申請書及びその添付図書、評価に係る契約書その他評価に要した書類。次号に掲げる書類と同一のものを除く。：5 年間
- (3) 新築住宅に係る建設住宅性能評価：申請書及びその添付図書、施工状況報告書、評価に係る契約書その他評価に要した書類：20 年間
- (4) 既存住宅に係る建設住宅性能評価：申請書及びその添付図書、評価に係る契約書、必要に応じて作成した平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書、その他評価に要した書類：20 年間
- (5) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類：5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

**第 39 条** 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

**第 40 条** 法人は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

**第 41 条** 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

る。

- 2 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）である者が（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
  - (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は、当該住宅に係る住宅性能評価の業務を行わないものとする。
  - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
  - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項各号に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は法人の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）

**第42条** 法人は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険契約（1年の保険期間において、保険金総額1億円、1請求1億円を補償限度とするもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵については5,000万円を限度とするもの）を締結するものとする。

（事前相談）

**第43条** 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、法人に相談をすることができる。この場合においては、法人は、誠実かつ公正に対応するものとする。

## 附則

- この規程は、法第15条第1項の規定による建設大臣の認可を受けた日（2000年10月3日）から施行する。
- この規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の変更認可を受けた日（2003年10月15日）から施行する。
- この規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の変更認可を受けた日（2004年1月7日）から施行する。
- この規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の変更認可を受けた日（2004年12月9日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2006年3月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2007年2月22日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2007年4月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2007年7月4日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2008年7月15日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2010年2月15日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2010年6月8日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2010年9月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2012年4月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2013年4月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2013年7月16日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2014年4月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2015年1月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2015年4月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2015年6月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2020年6月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2021年4月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2022年2月20日）から施行する。



ら施行する。

- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2022年10月1日）から施行する。
- この規程は、法第16条第1項の規定による国土交通大臣の変更を届け出した日（2022年12月1日）から施行する。
- この規程は、2023年8月1日から施行する。
- この規程は、2024年4月1日から施行する。

## 別紙 評価等の業務を行う対象住宅

規程第6条第1項に規定する対象住宅は、以下のいずれかに該当する住宅（木造を除く）とする。

1. 高さ\*が31mを超える住宅
2. 延べ面積が300㎡を超える住宅
3. 近畿建築行政会議構造等審査取扱い要領で定める、技術評定を受けた住宅
4. 大阪府内建築行政連絡協議会が定める、高層建築物等に係る建築防災計画評定を受けた住宅
5. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第128条の6に規定する「区画避難安全検証法」、第129条の2に規定する「階避難安全検証法」及び令第129条の2の2に規定する「全館避難安全検証法」により設計された住宅
6. 令第108条の3に規定する「耐火性能検証法」により設計された住宅
7. 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第21条第1項「建築物の主要構造部について当該建築物の通常火災終了時間に基づき設計する方法」により設計された住宅
8. 法第27条第1項「特殊建築物の主要構造部について当該建築物の特定避難時間に基づき設計する方法」により設計された住宅
9. 令第112条第3項に規定する「通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない2以上の建築物の部分の構造」により設計された住宅
10. 令第82条の5に規定する「限界耐力計算」により設計された住宅
11. 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示（以下「国交告」という。）第463号、平成14年国交告第464号及び平成14年国交告第666号に限る。）に従った構造の住宅
12. 府県、市町村及び住宅供給公社等で計画された公的住宅

\*：建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第六号に規定する高さによる。

## 別表 1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

040-00-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇

1～3桁目	040
4～5桁目	00
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 6：長期確認（新築） 7：長期確認（増築・改築）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号 (11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定による  
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

年 月 日

一般財団法人 日本建築総合試験所 殿

申請者又は工事監理者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日（完了した日）を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価書交付年月日 年 月 日
3. 設計住宅性能評価書交付者
4. 検査対象工程に係る工事
5. 検査対象工程に係る工事の完了（予定）年月日 年 月 日
6. 建築場所

（注意）

数字は算用数字を用いてください。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

別記第一号様式 身分証明書 (評価員)

[表面]

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 13 条の規定に基づく	
評価員証	NO.
写 真	下記の者は、当法人の評価員であることを証明する
	年 月 日発行
	氏 名
	年 月 日生
	一般財団法人 日本建築総合試験所 印
(本 部)	吹田市藤白台 5-8-1 TEL 06 (6872) 0391
(大阪事務所)	大阪府中央区内本町 2-4-7 TEL 06 (6966) 7565

[裏面]

(注意)
1. 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
2. 本証を紛失又はき損したときは、直ちに再発行を受けること。
3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
4. 身分を失ったときは必ず返還すること。
5. 本証の有効期間は、年 月 日までとする。

別記第二号様式 身分証明書 (評価補助員)

[表面]

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条の規定に基づく	
住宅性能評価に従事する	
評価補助員証	NO.
写 真	下記の者は、当法人の評価補助員であることを証明する
	年 月 日発行
	氏 名
	年 月 日生
	一般財団法人 日本建築総合試験所 印
(本 部)	吹田市藤白台 5-8-1 TEL 06 (6872) 0391
(大阪事務所)	大阪府中央区内本町 2-4-7 TEL 06 (6966) 7565

[裏面]

(注意)
1. 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
2. 本証を紛失又はき損したときは、直ちに再発行を受けること。
3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
4. 身分を失ったときは必ず返還すること。
5. 本証の有効期間は、年 月 日までとする。

別紙A 住宅性能評価料金

(趣旨)

第1条 住宅性能評価業務に関する料金について、必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価料金)

第2条 設計住宅性能評価料金は、設計住宅性能評価申請一件につき、下表第1(い)欄に掲げるとおりとする。

2 法人で同時期に建築確認を行う場合は、前項の料金から下表第1(ろ)欄に掲げる額とする。

第1

単位：円（消費税等10%を含む）

種別	(い) 料金	(ろ) 法人で同時期に建築確認を行う場合の料金
一戸建ての住宅	220,000 + 音環境の評価希望 5,500	193,600 + 音環境の評価希望 4,400
共同住宅	住棟評価額 <sup>※1</sup> + 住戸評価額 <sup>※2</sup> × M + タイプ評価額 <sup>※3</sup> × タイプ数	(い)料金の額の8割 × 評価対象住戸数 / 全住戸数

M：評価対象住戸数

※1：住棟評価額 = 220,000円 + 選択項目加算額（110,000円を限度）

※2：住戸評価額 = 2,200円 + 選択項目加算額（1,100円を限度）とする。

※3：タイプ評価額 = 11,000円 + 選択項目加算額（11,000円（音評価を除く）を限度） + 音評価の加算額とする。

第2 選択項目を追加する場合の加算額

単位：円（消費税等10%を含む）

選択項目	(い) 住棟評価加算額	(ろ) 住戸評価加算額	(は) タイプ評価加算額	
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	55,000	/	/	
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	22,000			
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	22,000			
2-5 耐火等級（延焼のおそれある部分（開口部））	22,000			
2-6 耐火等級（延焼のおそれある部分（開口部以外））	22,000			
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	/			110
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）		110	1,100	
2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）		110	1,100	
2-4 脱出対策（火災時）		110	1,100	
2-7 耐火等級（界壁及び界床）		110	1,100	
4-4 更新対策（住戸専用部）		110	1,100	
6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）		110	1,100	
6-2 換気対策		110	1,100	
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等			(別途)	

選択項目	(い) 住棟評価加算額	(ろ) 住戸評価加算額	(は) タイプ評価加算額
7-1 単純開口率		110	1,650
7-2 方位別開口比		110	1,650
8-1 重量床衝撃音対策		110	16,500
8-2 軽量床衝撃音対策		110	16,500
8-3 透過損失等級(界壁)		110	1,100
8-4 透過損失等級(開口部)		110	1,100
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)		110	3,300
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)		110	3,300
10-1 開口部の侵入防止対策		110	2,200

3 住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を法人から受けている場合の料金は、次の(1)及び(2)の合計とする。ただし、設計時評価料金の1/2を限度とする。

- (1) 住棟の評価に係る計画を変更する場合：165,000円(消費税等10%を含む) + 550円(消費税等10%を含む) × 対象住戸数  
(2) 各住戸の評価に係る計画を変更する場合：55,000円(消費税等10%を含む) + 3,300円(消費税等10%を含む) × 対象住戸数

4 名称の変更等の評価に係らない変更をする場合：55,000円(消費税等10%を含む) + 550円(消費税等10%を含む) × 対象住戸数

5 法人が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画の大規模な変更により、取り下げ届が提出され、かつ、新たに設計住宅性能評価を法人に申請される場合は、業務の進捗状況を勘案して、変更前の設計住宅性能評価料金を、その2/3を限度に減額できるものとする。

6 設計住宅性能評価が申請された住宅の構造及び設備について長期使用構造等確認を行う場合の料金は、一件につき、所管行政庁が定める区分に応じて下記表に掲げる額とする。

(消費税等10%を含む)

審査項目	(い) (ろ)以外	(ろ) 法人で同時期に確認申請を行う場合
6項目の場合 ※1	132,000円 + 3,300円 × 戸数	(い)料金 × 0.6
9項目の場合 ※2	165,000円 + 3,300円 × 戸数	

※1 法第6条第1項第1号(長期使用構造等)の6項目。

※2 法第6条第1項のうち第3号を除く9項目。第3号は、別途見積り。

7 住宅の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の適合証を法人から受けている場合の料金は、次の(1)から(3)の合計とする。ただし、当初の審査料金の1/2を限度とする。

(1) 法第6条第1項第1号の認定基準のうち、住棟に係る変更の場合は、下記に掲げる額とする。

- ・ 50戸以下の場合：1住戸あたり1,320円(消費税等10%を含む)
- ・ 50戸超の場合：66,000円(消費税等10%を含む) + 220円(消費税等10%を含む) × (住戸数 - 50)

(2)法第6条第1項第1号の認定基準のうち、住戸に係る変更の場合は、下記に掲げる額とする。

- ・50戸以下の場合：1住戸あたり2,200円（消費税等10%を含む）
- ・50戸超の場合：99,000円（消費税等10%を含む）+220円（消費税等10%を含む）×（住戸数-50）

(3)法第6条第1項第1号以外の認定基準の変更の場合は、別途見積りとする。

8 業務規程第15条に基づく長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金は、当初の申請で適用された額の1/3とする。

**（建設住宅性能評価料金）**

**第3条** 建設住宅性能評価料金は建設住宅性能評価申請一件につき、下表第1(い)欄に掲げる額、第2条表第2に掲げる額および第3に掲げる額（申込みを希望する場合）との合計とする。

**2** 法人が建設住宅性能評価の対象となる工事について建築基準法第7条の2第1項の検査を併せて行う場合は、前項の料金から、下表第1(ろ)欄の額とする。

第1 単位：円（消費税等10%を含む）

種別	(い) 料金	(ろ) 法人で同時期に建築確認を行う 場合の料金
一戸建ての住宅	385,000+音環境の評価希望5,500	308,000+音環境の評価希望4,400
共同住宅	住棟評価額 <sup>*1</sup> +88,000 ×(検査回数 <sup>*4</sup> -5) +住戸評価額 <sup>*2</sup> ×M +タイプ評価額 <sup>*3</sup> ×タイプ数	(い)料金の8割× 評価対象住戸数/全住戸数

M：評価対象住戸数

※1：住棟評価額=440,000円+選択項目加算額（110,000円を限度）とする。

※2：住戸評価額=7,700円+選択項目加算額（1,100円を限度）とする。

※3：タイプ評価額=11,000円+選択項目加算額（11,000円（音評価を除く）を限度）+音評価の加算額とする。

※4：検査回数には下地張り直前の検査を含む回数とする。

**第2 室内環境汚染物質濃度測定に係る料金**

ホルムアルデヒドのみ

単位：円（消費税等10%を含む）

検体数 (M)	標準法 (空気採取方式)	ただし書きによる方法 (パッシブ方式)
1~9	71,500+38,500×M	55,000+22,000×M
10~50		55,000+20,350×M
51~100	(71,500+38,500×M) ×0.95	
101~	(71,500+38,500×M) ×0.90	

M=検体数。

ホルムアルデヒド+VOC1~4成分セット

単位：円（消費税等10%を含む）

検体数 (M)	標準法 (空気採取方式)	ただし書きによる方法 (パッシブ方式)
1~9	104,500+60,500×M	55,000+33,000×M
10~50		55,000+29,700×M



51～100	$(104,500 + 60,500 \times M) \times 0.95$	
101～	$(104,500 + 60,500 \times M) \times 0.90$	

M=検体数。

3 建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その建設工事の変更をする場合の料金は、次の(1)及び(2)の合計とする。

- (1) 住棟の評価に係る部分を変更する場合：110,000円（消費税等10%を含む）+550円（消費税等10%を含む）×対象住戸数
- (2) 各住戸の評価に係る部分を変更する場合：110,000円（消費税等10%を含む）+3,300円（消費税等10%を含む）×対象住戸数

**（遠隔地の場合の建設住宅性能評価に係る料金）**

第4条 建設住宅性能評価の対象となる工事現場までの距離が、法人の大阪事務所を起点に、概ね片道50kmを超える場合は、第3条の料金に、次に掲げる額の交通費等を加算する。

- (1) 利用する交通機関は、公共交通機関を原則とし、当法人大阪事務所及び出張先までの経路のうち最も合理的な旅程を選定する。
- (2) 出張に係る交通費等の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃並びに遠隔地に出張する場合の宿泊料等とする。
  - i. 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び料金の合計とする。
    - (a) 乗車に要する運賃
    - (b) 急行料金（片道50km以上の旅程に限る。）
    - (c) 座席指定料金（片道50km以上の旅程に限る。）
  - ii. 航空賃の額は、現に支払った運賃とする。ただし、特別座席料金は含めない。
  - iii. 船賃の額は、次の各号に掲げる運賃、船室料金及び座席指定料金の合計とする。
    - (a) 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃
    - (b) 運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃
    - (c) 運賃の等級を設けない船舶の場合は、乗船に要する運賃
  - iv. 車賃の額は、必要に応じ現に支払った運賃とする。
  - v. 宿泊料は泊数に応じて11,000円とする。
- (3) 次に示す業務形態にあつては、それぞれに定める方法で行う。
  - i. 確認検査業務と適合証明業務を同一出張内に行う場合は、原則として、確認検査の申請者に交通費等を請求する。
  - ii. 確認検査業務及び住宅性能評価業務を同一出張内に行う場合は、両業務量を勘案しそれぞれの申請者に次の割合で按分した額の交通費等を請求する。ただし、両業務に係る申請者が同一の場合は、申請者が指定する1つの請求先に一括して請求することができる。
    - (a) 1（確認検査業務）：1（住宅性能評価業務）の割合
- (4) (1)～(3)によって算出された交通費等を申請者に請求する場合は、1,000円未満を切捨てて当該業務の実施前又は実施後に請求する。

**（建設住宅性能評価のための再検査に係る追加料金）**

第5条 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査（検査において法人が不適合と認められた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいう。）を行う場合は見積りを行い、追加料金を定めるものとする。

**（住宅性能評価書の再発行料金）**

**第6条** 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の再発行料金は、〔11,000円（消費税等10%を含む）＋1,100円（消費税等10%を含む）×（対象住戸数－1）〕とする。

別紙B 既存住宅性能評価料金

(趣旨)

第1条 既存住宅性能評価業務に関する料金について、必要な事項を定める。

(一戸建て住宅の現況検査料金)

第2条 一戸建て住宅についての評価料金は、下表戸第1(ろ)欄に掲げる額、下表戸第2に掲げる額(申込みを希望する場合)との合計とする。

- (1) 法人が新築住宅の建設住宅性能評価を行った住宅の場合は、下表戸第1(は)欄の額とする。
- (2) 法人が設計住宅性能評価を行った住宅の場合は、下表戸第1(に)欄の額とする。
- (3) 法人が建築基準法第6条の2第1項の確認及び第7条の2第1項の検査を行った住宅の場合は、下表戸第1(ほ)欄の額とする。

戸第1 一戸建て住宅の現況検査料金

単位：円(消費税等10%を含む)

(い) 図書の有無	(ろ) 料金	(は) 法人で建設住宅性能評価を受けた住宅	(に) 法人で設計住宅性能評価を受けた住宅	(ほ) 法人で確認検査を受けた住宅
設計図書等 ※1あり	440,000	220,000	264,000	308,000
設計図書等 ※1なし	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

※1：設計図書等は、意匠・構造・設備に関する竣工時の図面や、増改築後の現況図面とする。

戸第2 一戸建て住宅の個別性能評価料金

単位：円(消費税等10%を含む)

(い) 個別性能表示項目 (全て選択項目)	(ろ) 法人で建設住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等※1あり	(は) 法人で設計住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等※1あり	(に) 法人で確認検査を受けた住宅で設計図書等※1あり	(ほ) その他の住宅
1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	22,000※2	33,000	44,000	個別見積
1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)		評価対象外		
1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 【免震建築物であるか否か】		33,000	44,000	個別見積
1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		評価対象外		
1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		評価対象外		
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		1-1又は1-3に含む		個別見積
1-7 基礎の構造方法及び形式等		評価対象外		
2-1 感知警報装置設置等級(自住户火災時)	4,400※2	5,500※2	11,000※2	個別見積
2-4 脱出対策(火災時)				
2-5 耐火等級(延焼のおそれある部分(開口部))	4,400※2	評価対象外		
2-6 耐火等級(延焼のおそれある部分(開口部以外))				
4-1 維持管理対策等級(専用配管)	4,400			

(い) 個別性能表示項目 (全て選択項目)	(ろ) 法人で建設住宅 性能評価を受け た住宅で設計図 書等 <sup>*1</sup> あり	(は) 法人で設計住宅 性能評価を受け た住宅で設計図 書等 <sup>*1</sup> あり	(に) 法人で確認検 査を受けた住 宅で設計図書 等 <sup>*1</sup> あり	(ほ) その他の 住宅
5-1 断熱等性能等級	4,400	5,500	8,800	個別見積
5-2 一次エネルギー消費量等級	4,400	5,500	8,800	個別見積
6-2 換気対策	4,400	5,500	8,800	個別見積
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	第3条による			
6-4 石綿含有建材の有無等	第4条による			
6-5 室内空気中の石綿の粉じん濃度等				
7-1 単純開口率	4,400 <sup>*2</sup>	11,000 <sup>*2</sup>	8,800	個別見積
7-2 方位別開口比			8,800	
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) <sup>*3</sup>	4,400	11,000	17,600	
10-1 開口部の進入防止対策	7-1及び7-2に含む		8,800	
個別性能表示項目を全て選択した場合 (6-3～5を除く)	44,000	66,000	110,000	個別見積

(一戸建て住宅の室内環境汚染物質濃度測定に係る料金)

**第3条** 評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第1347号)6-3室内空気中の化学物質の濃度等の測定に係る料金は、測定する汚染物質に応じ、下表に掲げる数式により算定した額とし、前条により算定した額に加算する。

室内環境汚染物質濃度測定に係る料金

ホルムアルデヒド

単位：円(消費税等10%を含む)

標準法(空気採取方式)	ただし書きによる方法(パッシブ方式)
110,000	77,000

M=検体数。

ホルムアルデヒド + VOC 1～4成分セット

単位：円(消費税等10%を含む)

標準法(空気採取方式)	ただし書きによる方法(パッシブ方式)
165,000	110,000

(一戸建て住宅の石綿含有建材等及び室内空気中の石綿の粉じんの濃度等に係る料金)

**第4条** 評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第1347号)6-4石綿含有建材の有無等の分析及び6-5室内空気中の石綿の粉塵の濃度等の測定に係る料金は、下表に掲げる額とし、前条により算定した額に加算する。

石綿含有建材等及び室内空気中の石綿の粉じんの濃度等に係る料金

石綿含有建材の有無等

単位：円(消費税等10%を含む)

石綿含有建材の有無の確認	110,000
吹き付け石綿、吹き付けロックウールの分析(1建材(3検体)当たり)	198,000

・石綿の分析が必要な建材が多数ある場合は見積りとなります。

- ・検体のサンプリングが必要な場合は別途見積りとなります。
- ・遠隔地の場合の出張費は別途見積りとなります。

室内空気中の石綿の粉じんの濃度等

単位：円（消費税等 10%を含む）

濃度の測定（1 箇所 2 試料当たり）	176,000
---------------------	---------

- ・濃度測定が必要な箇所が多数ある場合は見積りとなります。
- ・遠隔地の場合の出張費は別途見積りとなります。

**（共同住宅の現況検査料金）**

**第 5 条** 共同住宅についての現況検査料金は、1 住棟当りの共用部分については下表共第 1(ろ)欄に掲げる額、1 住戸当りの専用部分については下表共第 2(ろ)欄に掲げる額及び別表 B 第 3 に掲げる額との合計とする。ただし、次の評価又は検査を行った住宅については、それぞれに定める料金とする。

- (1) 法人が新築住宅の建設住宅性能評価を行った住宅の場合は、下表共第 1(は)欄の額及び別表 B-共第 2(は)欄の額とする。
- (2) 法人が設計住宅性能評価を行った住宅の場合は、下表共第 1(に)欄の額及び別表 B-共第 2(に)欄の額とする。
- (3) 法人が建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認及び第 7 条の 2 第 1 項の検査を行った住宅の場合は、別表 B-共第 1(ほ)欄の額及び下表共第 2(ほ)欄の額とする。

共第 1 1 棟当りの共用部分の現況検査料金

単位：円（消費税等 10%を含む）

(い) 図書の有無	(ろ) 料金	(は) 法人で建設住宅性能 評価を受けた住宅	(に) 法人で設計住宅性能 評価を受けた住宅	(ほ) 法人で確認検査を 受けた住宅
設計図書等 ※ <sup>1</sup> あり	440,000+ 30/m <sup>2</sup> ×延べ床面積	(ろ)料金の 5 割	(ろ)料金の 6 割	(ろ)料金の 7 割
設計図書等 ※ <sup>1</sup> なし	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

※<sup>1</sup>：設計図書等は、意匠・構造・設備に関する竣工時の図面や、増改築後の現況図面とする。

注 1) 「共用部分検査・評価シート」交付前に申請者が補修等を行い、再検査をする場合の料金は個別見積とします。

共第 2 1 住戸当りの専用部分の現況検査料金

単位：円（消費税等 10%を含む）

(い) 図書の有無	(ろ) 料金	(は) 法人で建設住宅性能 評価を受けた住宅	(に) 法人で設計住宅性能 評価を受けた住宅	(ほ) 法人で確認検査を 受けた住宅
設計図書等 ※ <sup>1</sup> あり	66,000+ 100/m <sup>2</sup> ×住戸床面積	(ろ)料金の 6 割	(ろ)料金の 6 割	(ろ)料金の 7 割
設計図書等 ※ <sup>1</sup> なし	個別見積	個別見積	個別見積	個別見積

※<sup>1</sup>：設計図書等とは、意匠・構造・設備に関する竣工時の図面や、増改築後の現況図面とする。

注 1) 「現況検査・評価書」交付前に申請者が補修等を行い、再検査をする場合の料金は個別見積とします。

**（共同住宅の特定現況検査手数料）**

**第 6 条** 既存住宅の建設住宅性能評価特定現況検査料金は、個別見積りとする。

(共同住宅の個別性能評価料金)

第7条 既存住宅の建設住宅性能評価の個別性能評価料金は、1棟当りの共用部分については下表共第3に掲げる個別性能表示項目から選択された額とし、1住戸当りの専用部分については下表共第4に掲げる個別性能表示項目から選択された額とする。

共第3 1棟当りの共用部分の個別性能評価料金

単位：円（消費税等10%を含む）

(い) 個別性能表示項目 (全て選択項目)	(ろ) 法人で建設住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等 <sup>※1</sup> あり	(は) 法人で設計住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等 <sup>※1</sup> あり	(こ) 法人で確認検査を受けた住宅で設計図書等 <sup>※1</sup> あり	(ほ) その他の住宅						
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	22,000 <sup>※2</sup>	33,000	44,000	個別見積						
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）		評価対象外								
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 【免震建築物であるか否か】		33,000	44,000	個別見積						
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		評価対象外								
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		評価対象外								
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		1-1 又は 1-3 に含む		個別見積						
1-7 基礎の構造方法及び形式等		評価対象外								
2-5 耐火等級（延焼のおそれある部分（開口部））	4,400 <sup>※2</sup>	評価対象外								
2-6 耐火等級（延焼のおそれある部分（開口部以外））										
4-2 維持管理対策等級（共用配管）	4,400				評価対象外					
4-3 更新対策（共用排水管）										
4-4 更新対策（住戸専用部）										
1棟で個別性能表示項目を全て選択した場合	29,800							33,000	44,000	個別見積

※1：設計図書等とは、意匠・構造・設備に関する竣工時の図面や、増改築後の現況図面とする。

※2：選択された項目数の多少にかかわらず定額とする。

共第4 1住戸当りの専用部分の個別性能評価料金

単位：円（消費税等10%を含む）

(い) 個別性能表示項目 (全て選択項目)	(ろ) 法人で建設住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等 <sup>※1</sup> あり	(は) 法人で設計住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等 <sup>※1</sup> あり	(こ) 法人で確認検査を受けた住宅で設計図書等 <sup>※1</sup> あり	(ほ) その他の住宅
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	4,400 <sup>※2</sup>	5,500 <sup>※2</sup>	11,000 <sup>※2</sup>	個別見積
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）				
2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）				
2-4 脱出対策（火災時）				
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	評価対象外			
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	4,400	評価対象外		
5-1 断熱等性能等級	4,400	5,500	8,800	個別見積
5-2 一次エネルギー消費量等級	4,400	5,500	8,800	個別見積

(い) 個別性能表示項目 (全て選択項目)	(ろ) 法人で建設住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等※ <sup>1</sup> あり	(は) 法人で設計住宅性能評価を受けた住宅で設計図書等※ <sup>1</sup> あり	(に) 法人で確認検査を受けた住宅で設計図書等※ <sup>1</sup> あり	(ほ) その他の住宅
6-2 換気対策	4,400	5,500	8,800	個別見積
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	第8条による			
6-4 石綿含有建材の有無等	第9条による			
6-5 室内空気中の石綿の粉じん濃度等				
7-1 単純開口率	4,400※ <sup>2</sup>	11,000※ <sup>2</sup>	8,800	個別見積
7-2 方位別開口比			8,800	
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)※ <sup>3</sup>	4,400	11,000	17,600	
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)※ <sup>3</sup>				
10-1 開口部の進入防止対策	7-1及び7-2に含む		8,800	
1 住戸で個別性能表示項目を全て選択した場合 (6-3～5を除く)	22,000	33,000	55,000	個別見積

※<sup>1</sup>：設計図書等とは、意匠・構造・設備に関する竣工時の図面や、増改築後の現況図面とする。

※<sup>2</sup>：選択された項目数にかかわらず定額とする。

※<sup>3</sup>：9-1及び9-2を選択する場合は、必ず両方を選択すること。

#### (共同住宅の室内環境汚染物質濃度測定に係る料金)

**第8条** 評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第1347号)6-3室内空気中の化学物質の濃度等の測定に係る料金は、測定する汚染物質及び検体数に応じ、下表に掲げる数式により算定した額とし、前条により算定した額に加算する。

室内環境汚染物質濃度測定に係る料金

ホルムアルデヒド

単位：円(消費税等10%を含む)

検体数(M)	標準法(空気採取方式)	ただし書きによる方法(パッシブ方式)
1～9	75,075+40,425×M	55,000+22,000×M
10～50		55,000+20,350×M
51～100	(75,075+40,425×M)×0.95	
101～	(75,075+40,425×M)×0.90	

M=検体数。

ホルムアルデヒド+VOC1～4成分セット

単位：円(消費税等10%を含む)

検体数(M)	標準法(空気採取方式)	ただし書きによる方法(パッシブ方式)
1～9	112,860+65,340×M	55,000+33,000×M
10～50		55,000+29,700×M
51～100	(112,860+65,340×M)×0.95	
101～	(112,860+65,340×M)×0.90	

M=検体数。

**(共同住宅の石綿含有建材等及び室内空気中の石綿の粉じんの濃度等に係る料金)**

**第9条** 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第1347号）6-4 石綿含有建材の有無等の分析及び6-5 室内空気中の石綿の粉塵の濃度等の測定に係る料金は、下表に掲げる額とし、前条により算定した額に加算する。

石綿含有建材等及び室内空気中の石綿の粉じんの濃度等に係る料金

石綿含有建材の有無等

単位：円（消費税等10%を含む）

石綿含有建材の有無の確認（1住戸当たり）	110,000
吹き付け石綿、吹き付けロックウールの分析（1建材（3検体）当たり）	198,000

- ・石綿の分析が必要な建材が多数ある場合は見積りとなります。
- ・検体のサンプリングが必要な場合は別途見積りとなります。
- ・遠隔地の場合の出張費は別途見積りとなります。

室内空気中の石綿の粉じんの濃度等

単位：円（消費税等10%を含む）

濃度の測定（1箇所2試料当たり）	176,000
------------------	---------

- ・濃度測定が必要な箇所が多数ある場合は見積りとなります。
- ・遠隔地の場合の出張費は別途見積りとなります。

**(遠隔地の場合の建設住宅性能評価に係る料金)**

**第10条** 建設住宅性能評価の対象となる工事現場までの距離が、法人の事務所を起点に、概ね片道50kmを超える場合は、検査料金に、次に掲げる額の交通費等を加算する。

- (1) 利用する交通機関は、公共交通機関を原則とし、当法人大阪事務所及び出張先までの経路のうち最も合理的な旅程を選定する。
- (2) 出張に係る交通費等の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃並びに遠隔地に出張する場合の宿泊料等とする。
  - i. 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び料金の合計とする。
    - (a) 乗車に要する運賃
    - (b) 急行料金（片道50km以上の旅程に限る。）
    - (c) 座席指定料金（片道50km以上の旅程に限る。）
  - ii. 航空賃の額は、現に支払った運賃とする。ただし、特別座席料金は含めない。
  - iii. 船賃の額は、次の各号に掲げる運賃、船室料金及び座席指定料金の合計とする。
    - (a) 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃
    - (b) 運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃
    - (c) 運賃の等級を設けない船舶の場合は、乗船に要する運賃
  - iv. 車賃の額は、必要に応じ現に支払った運賃とする。
  - v. 宿泊料は泊数に応じて11,000円とする。
- (3) (1)～(2)によって算出された交通費等を申請者に請求する場合は、1,000円未満を切捨てて当該業務の実施前又は実施後に請求する。

**(建設住宅性能評価のための再検査に係る追加料金)**

**第11条** 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査を行う場合は見積りを行い、追加料金を定めるものとする。



別紙C 長期使用構造等確認料金

(趣旨)

第1条 長期使用構造等確認業務に関する料金について、必要な事項を定める。

(長期使用構造等確認料金)

第2条 長期使用構造等確認料金は、長期使用構造等確認申請一件につき、所管行政庁が定める区分に応じて下記表に掲げる額とする。

第1

(消費税等 10%を含む)

審査項目	(い) (ろ)以外	(ろ) 法人で同時期に確認申請を行う場合
6項目の場合 ※1	220,000円 +5,500円×戸数	(い)料金×0.8
9項目の場合 ※2	275,000円 +5,500円×戸数	

※1 法第6条第1項第1号(長期使用構造等)の6項目。

※2 法第6条第1項のうち第3号を除く9項目。第3号は、別途見積りとする。

※3 増築・改築は、別途見積りとする。

2 住宅の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の適合証を法人から受けている場合の料金は、次の(1)から(3)の合計とする。ただし、当初の審査料金の1/2を限度とする。

(1)法第6条第1項第1号の認定基準のうち、住棟に係る変更の場合は、下記に掲げる額とする。

・50戸以下の場合：1住戸あたり2,200円(消費税等10%を含む)

・50戸超の場合：110,000円(消費税等10%を含む)+330円(消費税等10%を含む)×(住戸数-50)

(2)法第6条第1項第1号の認定基準のうち、住戸に係る変更の場合は、下記に掲げる額とする。

・50戸以下の場合：1住戸あたり3,300円(消費税等10%を含む)

・50戸超の場合：165,000円(消費税等10%を含む)+330円(消費税等10%を含む)×(住戸数-50)

(3)法第6条第1項第1号以外の認定基準の変更の場合は、別途見積りとする。

(4)増築・改築は、別途見積りとする。

3 適合証記載事項の変更で、技術的審査が不要な場合の料金は、下記に掲げる額とする。

・50戸以下の場合：1住戸あたり1,100円(消費税等10%を含む)

・50戸超の場合：55,000円(消費税等10%を含む)+330円(消費税等10%を含む)×(住戸数-50)